

## 参考1. 各課題に対する平成26年度末評価結果

課題名	評価結果 (注)
革新的燃焼技術	B
次世代パワーエレクトロニクス	B
革新的構造材料	A
エネルギーキャリア	A
次世代海洋資源調査技術	B
自動走行システム	B
インフラ維持管理・更新・マネジメント技術	B
レジリエントな防災・減災機能の強化	B+
次世代農林水産業創造技術	B
革新的設計生産技術	B+

(注) 各評価者は、以下を参考に総合評価を行った。

A：適切に設定された目標を達成しており、実用化・事業化も十分見込まれるなど想定以上の成果が得られていることから、次年度予算は要望額を上限として配分すべき。

B：目標の設定・達成ともに概ね適切である等当初予定通りの成果が得られていることから、次年度予算は前年度当初予算額を上限として配分すべき。

C：目標の設定又はその達成状況が十分ではない等予定を下回る成果となっていることから、次年度予算は前年度当初予算額の8割を上限として配分すべき。

D：目標の設定、その達成状況その他大きな改善を要する面が見られることから、次年度予算は前年度当初予算額の8割未満とすべき。

さらに、各評価者による総合評価の結果を、A=3点、B=2点、C=1点、D=0点、として、平均点を算出（小数点第二位を四捨五入）し、この平均点に応じてA、B+、B、B-、C、Dの評価結果とした。

評価の平均点と評価結果の関係

評価の平均点	評価結果
3.0~2.5	A
2.4~2.2	B+
2.1~1.8	B
1.7~1.5	B-
1.4~0.5	C
0.4 以下	D

## 【参考2】

# SIPの制度の進捗状況について

(平成27年1月時点)

評価項目	細項目	実績																																																
1. 予算の仕組み	<p>1) 予算計上の在り方 (目未定経費として内閣府に計上・各省への移し替え)</p> <p>2) 予算配分の在り方 (当初配分、追加配分)</p>	<p>内閣府に「科学技術イノベーション創造推進費」として、SIPに係る予算を計上。その後、ガバナングボード（以下「GB」という。）での議論を経て、総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）が課題ごとの配分額を決定し、これを踏まえて各省への移し替えを行うこととなっている。</p> <p>〈進捗状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度「科学技術イノベーション創造推進費」を目未定の調整費として500億円(*)計上。</li> <li>・SIPを内閣府が執行できるようにするため、平成26年の通常国会において、内閣府設置法を改正、5月より施行。</li> <li>・当初配分については、5月23日のCSTIの決定を踏まえて、6月10日に310億円の各省庁への移し替えを実施。</li> <li>・追加配分については、10月22日のCSTIの決定を踏まえて、11月14日に11.49億円の各省庁への移し替えを実施。</li> </ul> <p>*このうち35%（175億円）を医療分野に充当。</p> <p>前年度の成果及び当該年度の研究計画を踏まえ当初の予算を配分。その後の課題の置かれている環境変化や研究開発の進捗状況に応じて期中に追加配分を実施することとなっている。</p> <p>〈進捗状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各プログラムディレクター（以下「PD」という。）からの研究計画案・予算要望の提出、5月22日及び23日のGBでの議論を経て、5月23日のCSTIで当初配分額（310億円）が決定され、6月10日に各省庁への移し替えを実施。</li> <li>・さらに、各PDからの研究計画の修正案・追加予算要望の提出、9月25日のGBでの議論を経て、10月22日のCSTIで追加配分額（11.49億円）が決定され、11月14日に各省庁への移し替えを実施。</li> </ul> <p>〈課ごととの平成26年度の当初及び追加配分額〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th> <th>当初配分額</th> <th>追加配分額</th> <th>合計 [億円]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>革新的燃焼技術</td> <td>20</td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>次世代ハコケル外ロク</td> <td>22</td> <td></td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>革新的構造材料</td> <td>35</td> <td>1.08</td> <td>36.08</td> </tr> <tr> <td>エネ材・エナリ</td> <td>29</td> <td>4.06</td> <td>33.06</td> </tr> <tr> <td>次世代海洋資源調査技術</td> <td>60</td> <td>1.6</td> <td>61.6</td> </tr> <tr> <td>自動走行システム</td> <td>24.5</td> <td>0.85</td> <td>25.35</td> </tr> <tr> <td>インフラ維持管理・更新・マネジメント技術</td> <td>34.5</td> <td>1.5</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>リゾントな防災・減災機能の強化</td> <td>24.5</td> <td>1.2</td> <td>25.7</td> </tr> <tr> <td>次世代農林水産業創造技術</td> <td>35</td> <td>1.2</td> <td>36.2</td> </tr> <tr> <td>革新的設計生産技術</td> <td>25.5</td> <td></td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>310</td> <td>11.49</td> <td>321.49</td> </tr> </tbody> </table>	課題	当初配分額	追加配分額	合計 [億円]	革新的燃焼技術	20		20	次世代ハコケル外ロク	22		22	革新的構造材料	35	1.08	36.08	エネ材・エナリ	29	4.06	33.06	次世代海洋資源調査技術	60	1.6	61.6	自動走行システム	24.5	0.85	25.35	インフラ維持管理・更新・マネジメント技術	34.5	1.5	36	リゾントな防災・減災機能の強化	24.5	1.2	25.7	次世代農林水産業創造技術	35	1.2	36.2	革新的設計生産技術	25.5		25.5	合計	310	11.49	321.49
課題	当初配分額	追加配分額	合計 [億円]																																															
革新的燃焼技術	20		20																																															
次世代ハコケル外ロク	22		22																																															
革新的構造材料	35	1.08	36.08																																															
エネ材・エナリ	29	4.06	33.06																																															
次世代海洋資源調査技術	60	1.6	61.6																																															
自動走行システム	24.5	0.85	25.35																																															
インフラ維持管理・更新・マネジメント技術	34.5	1.5	36																																															
リゾントな防災・減災機能の強化	24.5	1.2	25.7																																															
次世代農林水産業創造技術	35	1.2	36.2																																															
革新的設計生産技術	25.5		25.5																																															
合計	310	11.49	321.49																																															

評価項目	細項目	実績		
1. 予算の仕組み	3) 予算執行の在り方 (管理法人における予算 執行上の事務手続き、 研究現場での手続き等)	<p>予算執行上の事務手続きについて、独立行政法人を管理法人として活用することができることとなっている。管理法人は研究開発計画に沿って、研究責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、PD等への自己点検結果の報告、関連する調査・分析などを行うこととなっている。</p> <p>具体的には、課題によって以下の通り管理法人等が選定され、各種手続き等を実施している。</p> <p style="text-align: center;">〈各課題の管理法人等〉</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>課題</p> <p>革新的燃焼技術 次世代ワレドクトロニクス 革新的構造材料 次世代海洋資源調査技術 自動走行システム インフラ維持管理・更新・マネジメント技術</p> <p>リジリエントな防災・減災機能の強化 次世代農林水産業創造技術 革新的設計生産技術</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>管理法人等</p> <p>(独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 海洋研究開発機構 (JAMSTEC) 内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省 国土交通省、(独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 (農研機構) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO)</p> </td> </tr> </table>	<p>課題</p> <p>革新的燃焼技術 次世代ワレドクトロニクス 革新的構造材料 次世代海洋資源調査技術 自動走行システム インフラ維持管理・更新・マネジメント技術</p> <p>リジリエントな防災・減災機能の強化 次世代農林水産業創造技術 革新的設計生産技術</p>	<p>管理法人等</p> <p>(独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 海洋研究開発機構 (JAMSTEC) 内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省 国土交通省、(独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 (農研機構) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO)</p>
<p>課題</p> <p>革新的燃焼技術 次世代ワレドクトロニクス 革新的構造材料 次世代海洋資源調査技術 自動走行システム インフラ維持管理・更新・マネジメント技術</p> <p>リジリエントな防災・減災機能の強化 次世代農林水産業創造技術 革新的設計生産技術</p>	<p>管理法人等</p> <p>(独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 海洋研究開発機構 (JAMSTEC) 内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省 国土交通省、(独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO) (独) 科学技術振興機構 (JST) (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 (農研機構) (独) 新工業・産業技術総合開発機構 (NEDO)</p>			

評価項目	細項目	実績
2. 実施体制	1) CSTIによる課題設定・PD選定の在り方	<p>CSTIは、自らの司令塔機能を発揮して、府省の枠や旧来の分野の脇を超えたマネジメントに主導的な役割を果たすことを通じて、科学技術イノベーションを実現するためにSIPを創設。  CSTIはSIPの対象課題及びPD等の項目からなる毎年度の実施方針を策定することとなっているとともに、PDはCSTIの承認を経て、課題ごとに内閣総理大臣が任命することとなっている。</p> <p>&lt;課題設定の経緯&gt;  平成25年1月23日 第1回産業競争力会議 経済再生担当大臣提出資料「新たな成長戦略について」  ・SIPと合わせて4分野の提案  平成25年3月28日 第108回 総合科学技術会議 有識者パナール  ・次世代イノベーションの構築に向けて  ・クワンで経済的なイノベーションの実現のために  平成25年4月27日 第109回 総合科学技術会議 有識者パナール  ・地域の“強み”となる地域資源を活かして  ・国民の「健康長寿」の延伸のために  平成25年6月7日 「科学技術イノベーション総合戦略」閣議決定  「重点的に取り組むべき課題」を提示  平成25年9月13日 第114回 総合科学技術会議  ・10の課題候補案の決定  平成26年5月23日 第1回 総合科学技術・イノベーション会議  ・10の課題の決定</p> <p>&lt;PD選定の経緯&gt;  各課題の政策参与を公募  平成25年10月 総合科学技術会議有識者議員による書類審査  平成25年11月中旬 総合科学技術会議有識者議員による面接審査  平成25年11月下旬 各課題の政策参与を任命  平成25年12月 その後、政策参与が中心となって、各課題の研究開発計画を作成。  平成26年 5月 第1回 総合科学技術・イノベーション会議  10人のPDの決定  平成26年 6月 各課題のPDを任命  その後、研究機関の公募を開始</p>

評価項目	細項目	実績																																																		
2. 実施体制	2) ガバニングボードの運営の在り方	<p>SIPの着実な推進を図るため、SIPの基本方針、SIPで扱う各課題の研究計画、予算配分、フォローアップなどについての審議・検討を行うため、CSTI有識者議員を構成員とするGBを開催することとなっている。</p> <p>&lt;GBの開催実績&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>案件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回 2013年12月5日</td> <td>運営要領について、政策参与の人选について</td> </tr> <tr> <td>第2回 2013年12月19日</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の今後の進め方について</td> </tr> <tr> <td>第3回 2014年1月16日</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の規定類について</td> </tr> <tr> <td>第4回 2014年2月13日</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の規定類について</td> </tr> <tr> <td>第5回 2014年2月20日</td> <td>公開ワークショップの報告</td> </tr> <tr> <td>第6回 2014年2月27日</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）運用指針等の案について</td> </tr> <tr> <td>第7回 2014年3月20日</td> <td>事前評価の進め方について</td> </tr> <tr> <td>第8回 2014年3月27日</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）運用指針等の案について</td> </tr> <tr> <td>第9回 2014年4月10日</td> <td>研究開発計画等の事前評価について</td> </tr> <tr> <td>第10回 2014年4月24日</td> <td>SIPの事前評価結果と今後の予定について</td> </tr> <tr> <td>第11回 2014年5月15日</td> <td>科学技術イノベーション推進費に関する基本方針等の案について</td> </tr> <tr> <td>第12回 2014年5月22日</td> <td>研究開発計画（案）について</td> </tr> <tr> <td>第13回 2014年5月23日</td> <td>SIP運用指針（案）および研究開発計画（案）について</td> </tr> <tr> <td>第14回 2014年9月25日</td> <td>SIP課題進捗状況報告（防災）</td> </tr> <tr> <td>第15回 2014年10月9日</td> <td>SIPの留保分の再配分について</td> </tr> <tr> <td>第16回 2014年10月16日</td> <td>SIP課題進捗状況報告（ICG）について</td> </tr> <tr> <td>第17回 2014年10月30日</td> <td>SIP課題進捗状況報告（革新的燃焼技術）</td> </tr> <tr> <td>第18回 2014年11月6日</td> <td>SIP課題進捗状況報告（次世代水素燃料）</td> </tr> <tr> <td>第19回 2014年11月13日</td> <td>SIP課題進捗状況報告（革新的設計生産技術）</td> </tr> <tr> <td>第20回 2014年12月11日</td> <td>SIP課題進捗状況報告（次世代森林水産業創造技術）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SIP課題進捗状況報告（革新的構造材料）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SIP課題進捗状況報告（インフラ維持管理・更新・マネジメント技術）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SIP課題進捗状況報告（自動走行システム）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SIP平成26年度評価及び次年度予算配分について</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	案件	第1回 2013年12月5日	運営要領について、政策参与の人选について	第2回 2013年12月19日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の今後の進め方について	第3回 2014年1月16日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の規定類について	第4回 2014年2月13日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の規定類について	第5回 2014年2月20日	公開ワークショップの報告	第6回 2014年2月27日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）運用指針等の案について	第7回 2014年3月20日	事前評価の進め方について	第8回 2014年3月27日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）運用指針等の案について	第9回 2014年4月10日	研究開発計画等の事前評価について	第10回 2014年4月24日	SIPの事前評価結果と今後の予定について	第11回 2014年5月15日	科学技術イノベーション推進費に関する基本方針等の案について	第12回 2014年5月22日	研究開発計画（案）について	第13回 2014年5月23日	SIP運用指針（案）および研究開発計画（案）について	第14回 2014年9月25日	SIP課題進捗状況報告（防災）	第15回 2014年10月9日	SIPの留保分の再配分について	第16回 2014年10月16日	SIP課題進捗状況報告（ICG）について	第17回 2014年10月30日	SIP課題進捗状況報告（革新的燃焼技術）	第18回 2014年11月6日	SIP課題進捗状況報告（次世代水素燃料）	第19回 2014年11月13日	SIP課題進捗状況報告（革新的設計生産技術）	第20回 2014年12月11日	SIP課題進捗状況報告（次世代森林水産業創造技術）		SIP課題進捗状況報告（革新的構造材料）		SIP課題進捗状況報告（インフラ維持管理・更新・マネジメント技術）		SIP課題進捗状況報告（自動走行システム）		SIP平成26年度評価及び次年度予算配分について
開催日	案件																																																			
第1回 2013年12月5日	運営要領について、政策参与の人选について																																																			
第2回 2013年12月19日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の今後の進め方について																																																			
第3回 2014年1月16日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の規定類について																																																			
第4回 2014年2月13日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）の規定類について																																																			
第5回 2014年2月20日	公開ワークショップの報告																																																			
第6回 2014年2月27日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）運用指針等の案について																																																			
第7回 2014年3月20日	事前評価の進め方について																																																			
第8回 2014年3月27日	戦略的イノベーション創造プログラム（ICG）運用指針等の案について																																																			
第9回 2014年4月10日	研究開発計画等の事前評価について																																																			
第10回 2014年4月24日	SIPの事前評価結果と今後の予定について																																																			
第11回 2014年5月15日	科学技術イノベーション推進費に関する基本方針等の案について																																																			
第12回 2014年5月22日	研究開発計画（案）について																																																			
第13回 2014年5月23日	SIP運用指針（案）および研究開発計画（案）について																																																			
第14回 2014年9月25日	SIP課題進捗状況報告（防災）																																																			
第15回 2014年10月9日	SIPの留保分の再配分について																																																			
第16回 2014年10月16日	SIP課題進捗状況報告（ICG）について																																																			
第17回 2014年10月30日	SIP課題進捗状況報告（革新的燃焼技術）																																																			
第18回 2014年11月6日	SIP課題進捗状況報告（次世代水素燃料）																																																			
第19回 2014年11月13日	SIP課題進捗状況報告（革新的設計生産技術）																																																			
第20回 2014年12月11日	SIP課題進捗状況報告（次世代森林水産業創造技術）																																																			
	SIP課題進捗状況報告（革新的構造材料）																																																			
	SIP課題進捗状況報告（インフラ維持管理・更新・マネジメント技術）																																																			
	SIP課題進捗状況報告（自動走行システム）																																																			
	SIP平成26年度評価及び次年度予算配分について																																																			

評価項目	細項目	実績
2.実施体制	<p>3) PDによるマネージメント体制の在り方 (PDを内閣府に置き、PDを議長とする推進委員会における府省間調整、管理法人の活動等) 体制の在り方</p> <p>4) 管理法人の在り方 (研究責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、関連する調査・分析等)</p>	<p>課題ごとに、PDが議長、内閣府が事務局を務め、関係府省、管理法人、専門家等が参加する推進委員会を内閣府に置き、当該課題の研究開発計画の作成や実施等に必要調整等を行うこととなっている。</p> <p>〈推進委員会・WGの活動状況〉  詳細はHP参照 ( <a href="http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/iinkai/index.html">http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/iinkai/index.html</a> )  推進委員会 WG</p> <p>革新的燃焼技術 6/ 6、10/27  次世代パワージェネレーション 6/17、9/18  革新的構造材料 6/ 3、10/ 1  エネキャリア 6/25  次世代海洋資源調査技術 6/ 5、7/ 3、10/ 8  自動走行システム 6/ 4、7/ 1、8/ 6、9/ 1、9/26  調査検討WG 7/15、9/30  システム実用化WG 6/11、6/25、7/9  次世代都市交通WG 6/12、6/26  国際連携WG 6/12、6/26、7/9</p> <p>インフラ維持管理・更新・マネジメント技術 6/12、9/25  レジリエントな防災・減災機能の強化 6/ 3、9/22  次世代農林水産業創造技術 6/18、11/ 4  革新的設計生産技術 6/ 3、10/27</p>
		<p>管理法人は、研究責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、関連する調査・分析等を実施し、課題を推進することとなっている。</p> <p>〈管理法人による公募の実施状況〉  革新的燃焼技術 JST 平成26年 6月13日～7月31日  NEDO 平成26年 6月20日～7月22日  次世代パワージェネレーション JST 平成26年 6月16日～7月29日  革新的構造材料 JST 平成26年 6月10日～7月 8日  エネキャリア JAMSTEC 平成26年 7月31日～8月29日  次世代海洋資源調査技術 JST 平成26年 6月16日～7月22日  インフラ維持管理・更新・マネジメント技術 NEDO 平成26年 6月16日～7月22日  NEDO 平成26年 9月29日～10月28日  レジリエントな防災・減災機能の強化 JST 平成26年 6月16日～7月15日  次世代農林水産業創造技術 農研機構 平成26年 6月18日～7月18日  革新的設計生産技術 NEDO 平成26年 6月13日～7月17日</p> <p>注：自動走行システム は管理法人を置いていない。</p>



評価項目	細項目	実績
3. その他事項	1) 知財管理の在り方 (基本方針、運用指針 において定めた内容等)	<p>課題又は課題を構成する研究項目ごとに、知財委員会を管理法人等に置き、研究開発成果に関する論文発表及び特許等の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行うことなどを内容とする以下の項目ごとの指針を定めており、これを踏まえて各課題ごとに策定する研究開発計画で明示することとなっている。 (戦略的イノベーション創造プログラム運用指針 7. 研究開発成果の扱い)</p> <p>「7. 研究開発成果の扱い」の項目：  (1) 知財委員会の設置  (2) 知財権に関する取り決め  (3) バックグラウンド知財権の実施許諾  (4) フォアグラウンド知財権の取扱い  (5) フォアグラウンド知財権の実施許諾  (6) フォアグラウンド知財権の移転・専用実施権の設定・移転の承諾について  (7) 終了時の知財権取扱いについて  (8) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について</p>

評価項目	細項目	実績
3. その他事項	<p>2) 評価手法の在り方 (基本方針、運用指針 において定めた内容、 26年度の取組等)</p> <p>3) 情報管理や利益誘導 防止等の仕組みの 在り方</p>	<p>GBが外部の専門家等を招いてSIPの制度全体の評価と各課題の評価を行うこととなり、その実施時期、評価項目・評価基準等について、主に以下を内容とする指針を定めている。 (戦略的イノベーション創造プログラム運用指針 8. 評価)</p> <p>(1) SIPの制度全体の評価 ① 実施時期：平成26年度の前に行う事前評価、平成26年度末と平成28年度末に行う中間評価及び終了時の評価（以下「最終評価」という。） ② 評価項目・評価基準：内閣府による計上予算（調整費）、総合科学技術・イノベーション会議による課題設定、PD選定、機動的な予算配分、PDによる研究開発等の推進、管理法人による予算執行上の事務手続きなど、SIPに特徴的に見られる制度設計は関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動に良い影響を与えられるか（与えられたか）。SIPの制度に改善すべき点はないか。</p> <p>(2) 各課題の評価 ① 実施時期：事前評価、毎年度末の評価、最終評価 ② 評価項目・評価基準：評価項目・評価基準は「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、必要性、効率性、有効性などを評価する観点から、以下のとおりとする。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、原因・要因等の分析や改善方策の提案なども行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 意義の重要性、SIP制度目的との整合性</li> <li>2) 目標の妥当性はあるか、目標達成に向けた工程表の達成度合い</li> <li>3) 適切なマネジメントがなされているか、特に府省連携の効果がどのように発揮されているか</li> <li>4) 実用化・事業化への戦略性はあるか、達成度合い</li> <li>5) 最終評価の際には、見込まれる効果あるいは、波及効果、終了後のフォローアップの方法などが適切かつ明確に設定されているか</li> </ol> <p>・情報管理の仕組み： CB又は推進委員会等で審議又は調整・検討した内容等は、議事録の公表その他の適切な方法により公表するが、座長又は議長が公表しないことが適切であると判断したときは、全部又は一部を非公開とすることができることとなっている。</p> <p>・利益誘導防止等の仕組み： GB又は推進委員会等を運営するにあたっては、構成員が利益相反行為を行わないことはもちろんのこと、その懸念を外部から抱かれないようにするために構成員と利害関係が生ずる可能性のある案件について、その内容を事前に知ることが他の潜在的な応募者と比較して有利となる懸念を持たれる可能性があると座長又は議長が判断した議事をGBや推進委員会等において取り扱う場合、座長又は議長は当該構成員の退席を命じることができることとなっている。</p>

評価項目	細項目	実績
3. その他事項	4) 広報活動の在り方	<p>『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（注）に基づき、管理法人等の公募要領等において、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組む旨や、配分する直接経費の一部を充当できる仕組みなどを明示している。</p> <p>注：「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）  （平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣総合科学技術会議有識者議員）  <a href="http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf">http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf</a></p> <p>SIP全体のシンポジウムその他、各課題ごとのシンポジウムを開催。  また、全体シンポジウムの開催に合わせ、パンフレット、ロゴマーク等を作成するとともに、WEBの特設ページ（<a href="http://sip-cao.jp/">http://sip-cao.jp/</a>）を作成。管理法人においてもWEBページでSIPの概要、課題の説明等を実施。</p> <p>〈SIP全体、各課題のシンポジウム等の実施状況〉</p> <p>2014年11月5日 SIP ｲﾝﾌﾗ維持管理・更新・ﾏﾈｼﾞﾝｸﾞ技術 第1回ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ  於 東京大学武田先端知能武田ホール</p> <p>2014年11月17日, 18日 Workshop on Connected and Automated Driving Systems 於 国際連合大学（青山）</p> <p>2014年11月28日 第1回 NEDO ｲﾝﾌﾗ外ロ-ｸﾞｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ 於 品川ﾌﾟﾘﾝｽﾃﾙ</p> <p>2014年12月4日 SIP（戦略的ｲﾝﾊﾞｰｼﾞｵﾝ創造ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）2014 於 EVENT SPACE EBIS303（恵比寿）</p> <p>2015年1月23日 海のｼﾝﾊﾟｼﾞｳﾑが目指して～海洋資源調査産業の創出に向けた新たな展開～  於 ﾔｸﾄﾎｰﾙ（新橋）</p>

## 参考3. 科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針

### 科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針

平成 26 年 5 月 23 日  
総合科学技術・イノベーション会議

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会の在り方を飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持つ。しかしながら、我が国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い込まれている。

総合科学技術会議は、「イノベーションに最も適した国」を創り上げていくための司令塔として、権限、予算両面でこれまでにない強力な推進力を発揮できるよう、司令塔機能の抜本的強化策の具体化を図らなければならない。総合科学技術会議は、科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議等）との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要がある。

このため、平成 26 年度予算において、「科学技術イノベーション創造推進費」（以下、「推進費」という。）を調整費として新たに創設し、内閣府に計上した。推進費は、総合科学技術会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段である。

このような観点を踏まえ、「推進費に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定める。

#### 1 推進費の基本的考え方

国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められている。このためには、各府省の取組を俯瞰しつつ、更にその枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要がある。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取組に対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術会議が自ら重点的に予算を配分する「戦略的イノベーション創造プログラム」（以下、「SIP」という。）を創設する。この原資は、推進費から充当する。

#### 2 実施方針の策定

総合科学技術会議は、政府予算成立後、推進費を活用して実施する SIP に関し、以下の項

目等からなる次年度の SIP の実施方針を策定する。

- ・ SIP の対象課題（以下、「課題」という。）
- ・ プログラムディレクター（項目 3（2）参照）
- ・ SIP の研究開発計画（項目 3（4）参照）の基本的事項
- ・ 課題ごとの予算

なお、年度途中で機動的に対応すべき課題が生じた場合等については、随時、当該対応に関する実施方針を策定する。

### 3 SIP の事務

（1）SIP に係るガバニングボード（SIP 運営会議。以下、「ガバニングボード」という。）

SIP の着実な推進を図るため、SIP の基本方針、SIP で扱う各課題の研究開発計画、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行うため、総合科学技術会議有識者議員を構成員とするガバニングボードを開催する。ガバニングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（2）プログラムディレクター

プログラムディレクターは、総合科学技術会議の承認を経て、課題ごとに内閣総理大臣が任命する。プログラムディレクターは、担当する課題の研究開発計画等を取りまとめ、中心となって進める。

（3）推進委員会

課題ごとに、プログラムディレクターが議長、内閣府が事務局を務め、関係府省、管理人、専門家等が参加する推進委員会を内閣府に置き、当該課題の研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行う。

（4）研究開発計画

課題ごとに、プログラムディレクターは推進委員会による調整等を経て研究開発計画を取りまとめ、総合科学技術会議が策定する SIP の実施方針を踏まえ、ガバニングボードは研究開発計画を審議し、承認する。

研究開発計画は、意義・目標、研究開発の内容、実施体制、知的財産に関する事項、評価に関する事項、出口戦略（実用化・事業化に向けた戦略）等について記載する。

研究開発計画の策定者は、内閣府とする。

#### (5) 実施体制

内閣府及び関係省庁は、研究開発計画に沿って成果を最大化する最適な実施体制を構築する。

推進費は、関係省庁に移し替え、研究開発計画に基づき独立行政法人交付金として活用することも可能とする。

#### (6) 研究開発成果の扱い

内閣府及び関係省庁は、研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にするため、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するとともに、課題ごとに知的財産等について適切な管理・活用を推進する。

#### (7) 評価

ガバニングボードは、SIP 及び各課題の研究開発計画及び進捗状況に対して必要な助言、評価を行う。評価の結果は、次年度の SIP の実施方針等に反映させる。

ガバニングボードは、必要に応じ、有識者を招いて評価を行う。

各課題のプログラムディレクター及び研究責任者は、ガバニングボードによる評価の前に自己点検を行う。

#### (8) SIP の運用指針等

上記のほか、SIP の実施に必要な運用指針等を、ガバニングボードにおいて定める。

### 4 その他

SIP の実施にあたって必要となるプログラムディレクターの雇用、ガバニングボード及び推進委員会の運営、機動的な調査等は推進費により実施できる。

(注) 健康医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部の下で推進する。

## 参考4. 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

### 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

平成 26 年 5 月 23 日  
戦略的イノベーション創造プログラム  
ガバニングボード

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成 26 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議）に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム（以下、「SIP」という。）の実施に必要な運用指針を定める。

ただし、各課題の内容、特性等により、本指針と異なる運用をすることを妨げない。

#### 1. プログラムディレクター（以下、「PD」という。）

- PD は内閣府の非常勤職員とする。
- PD の任期は 3 年とする。再任を妨げない。

#### 2. サブ・プログラムディレクター（以下、「サブ PD」という。）

- PD を補佐するサブ PD を内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）。以下、「内閣府」という。）に置くことができる。
- サブ PD は、PD が候補者を人選し、内閣府が委嘱する。

#### 3. イノベーション戦略コーディネーター（以下、「戦略 C」という。）

- 実用化・事業化に向けた戦略（以下、「出口戦略」という。）を作成するために、産業動向や政策等に精通する戦略 C を内閣府に置くことができる。
- 戦略 C は、PD が候補者を人選し、内閣府が委嘱する。

#### 4. 推進委員会

- 推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は PD が内閣府と相談のうえ行う。

#### 5. 研究開発計画

- 年度開始前に、各 PD は各推進委員会による調整等を経て研究開発計画をとりまとめ、ガバニングボードは当該研究開発計画及び進捗状況に対して必要な助言、評価を行う。

- 総合科学技術・イノベーション会議は、政府予算案成立後及び機動的に対応すべき事情が生じた場合等に、各課題の研究開発計画の基本的事項及び予算配分を含む「SIPの実施方針」を策定する。これを踏まえ各PDは研究開発計画を修正し、ガバニングボードは研究開発計画を審議し、承認する。
- 予め管理法人（6.参照）、研究責任者（管理法人から研究を受託する者。組織も含む）が決まっている場合は研究開発計画にこれを記載し、未定の場合は確定したあと追記する。
- 各PDまたは内閣府の判断により、研究開発計画の一部を非公表とすることができる。

## 6. 実施体制

### （1）管理法人の活用

- 内閣府及び関係省庁は、予算執行上の事務手続きについて、独立行政法人（以下、「管理法人」という。）を活用することができる。具体的には、管理法人は研究開発計画に沿って、研究責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、PD等への自己点検結果の報告、関連する調査・分析などを行う。
- 管理法人は、研究責任者との契約上の責任を負う。
- 管理法人が複数ある場合または管理法人を活用しない事業がある場合、各管理法人が担当する業務の範囲は各管理法人が予算を執行する範囲とするが、各機関間の情報共有のあり方については、各課題ごとに柔軟に決めることとする。
- 管理法人自らがSIPの事業費を用いて研究を行う場合においては、管理法人自らが行う研究が有効かつ適切なものとなるよう、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理等の観点から、管理法人において適切な内部管理体制を整備する。

### （2）研究責任者の選定

- 管理法人（管理法人を使わない場合には国（関係省庁）。以下、「管理法人等」という。）は、研究開発計画に基づき、研究責任者を公募等により選定する。ただし、合理的な理由がある場合、その旨を研究開発計画に明記し、公募等によらないことも可能とする。
- 審査基準等の審査の進め方は、管理法人等が内閣府等と相談し、決定する。
- 研究責任者、研究責任者の共同研究予定者、研究責任者からの委託（管理法人等からみると再委託）予定者等（以下、「研究責任者等」という。）の利害関係者は、当該研究責任者等の審査に参加しない。利害関係者の定義は、管理法人等が定めている規程等に準じ、必要に応じPD及び内閣府に相談し、変更する。
- 選定の結果は、PD及び内閣府の了承をもって確定とする。



## 7. 研究開発成果の扱い

### (1) 知財委員会

- 課題または課題を構成する研究項目ごとに、知財委員会を管理法人等または選定した研究責任者の所属機関（委託先）に置く。
- 知財委員会は、それを設置した機関が担った研究開発成果に関する論文発表及び特許等（以下、「知財権」という。）の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行う。
- 知財委員会は、原則としてPDまたはPDの代理人、主要な関係者、専門家等から構成する。
- 知財委員会の詳細な運営方法等は、知財委員会を設置する機関において定める。

### (2) 知財権に関する取り決め

- 管理法人等は、秘密保持、バックグラウンド知財権（研究責任者やその所属機関等が、プログラム参加前から保有していた知財権及びプログラム参加後にSIPの事業費によらず取得した知財権）、フォアグラウンド知財権（プログラムの中でSIPの事業費により発生した知財権）の扱い等について、予め委託先との契約等により定めておく。

### (3) バックグラウンド知財権の実施許諾

- 他のプログラム参加者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い（（注）あるいは、「プログラム参加者間の合意に従い」、知財権者が許諾可能とする。
- 当該条件などの知財権者の対応が、SIPの推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る。

### (4) フォアグラウンド知財権の取扱い

- フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第19条第1項を適用し、発明者である研究責任者の所属機関（委託先）に帰属させる。
- 再委託先等が発明し、再委託先等に知財権を帰属させる時は、知財委員会による承諾を必要とする。その際、知財委員会は条件を付すことができる。
- 知財権者に事業化の意志が乏しい場合、知財委員会は、積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、積極的に事業化を目指す者への実施権の設定を推奨する。
- 参加期間中に脱退する者に対しては、当該参加期間中にSIPの事業費により得た成果（複数年度参加の場合は、参加当初からの全ての成果）の全部または一部に関して、脱退時に管理法人等が無償譲渡させること及び実施権を設定できることとする。

○知財権の出願・維持等にかかる費用は、原則として知財権者による負担とする。共同出願の場合は、持ち分比率、費用負担は、共同出願者による協議によって定める。

#### (5) フォアグラウンド知財権の実施許諾

○他のプログラム参加者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財権者が定める条件に従い（(注)あるいは、「プログラム参加者間の合意に従い」、知財権者が許諾可能とする。

○第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、プログラム参加者よりも有利な条件にはしない範囲で知財権者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とする。

○当該条件などの知財権者の対応がSIPの推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、知財委員会において調整し、合理的な解決策を得る。

#### (6) フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾について

○産業技術力強化法第19条第1項第4号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下、「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除き、管理法人等の承認を必要とする。

○合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財権者は管理法人等との契約に基づき、管理法人等の承認を必要とする。

○合併等に伴う知財権の移転等の後であっても管理法人は当該知財権にかかる再実施権付実施権を保有可能とする。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない。

#### (7) 終了時の知財権取扱いについて

○研究開発終了時に、保有希望者がいない知財権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは、管理法人等による承継）を協議する。

#### (8) 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加について

○当該国外機関等の参加が課題推進上必要な場合、参加を可能とする。

○適切な執行管理の観点から、研究開発の受託等にかかる事務処理が可能な窓口または代理人が国内に存在することを原則とする。

○国外機関等については、知財権は管理法人等と国外機関等の共有とする。

## 8. 評価

### (1) 評価対象

①SIPの制度全体（以下、「制度」という。）

i) 評価主体

ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

ii) 実施時期

○平成26年度の前行う事前評価、平成26年度末と平成28年度末に行う中間評価及び終了時の評価（以下、「最終評価」という。）とする。

○終了後、一定の時間（原則として3年）が経過した後、必要に応じて追跡評価を行う。

iii) 評価項目・評価基準

内閣府による計上予算（調整費）、総合科学技術・イノベーション会議による課題設定、PD選定、機動的な予算配分、PDによる研究開発等の推進、管理法人による予算執行上の事務手続きなど、SIPに特徴的に見られる制度設計は、関係府省間の連携や関係府省の施策、産学の研究活動・事業活動などに良い影響を与えられるか（与えられたか）。SIPの制度に改善すべき点はないか。

iv) 評価結果の反映方法

○事前評価は、平成26年度以降の計画に関して行い、平成26年度以降の計画等に反映させる。

○中間評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。

○最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。

○追跡評価は、制度の有効性等について行い、将来の科学技術・イノベーション政策の企画・立案に役立たせる。

②各課題

i) 評価主体

○ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

○ガバニングボードは分野または課題ごとに開催することもできる。

○PDと管理法人等が行う自己点検結果の報告を参考にすることができる。

ii) 実施時期

○事前評価、毎年度末の評価、最終評価とする。

○終了後、一定の時間（原則として3年）が経過した後、必要に応じて追跡評価を行う。

○上記のほか、必要に応じて年度途中等に評価を行うことも可能とする。

iii) 評価項目・評価基準

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 24 年 12 月 6 日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりとする。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行う。

- a) 意義の重要性、SIP の制度の目的との整合性
- b) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- c) 適切なマネジメントがなされているか。特に府省連携の効果がどのように発揮されているか。
- d) 実用化・事業化への戦略性、達成度合い
- e) 最終評価の際には、見込まれる効果あるいは波及効果。終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確に設定されているか。

iv) 評価結果の反映方法

- 事前評価は、次年度以降の計画に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。
- 年度末の評価は、当該年度までの実績と次年度以降の計画等に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。
- 最終評価は、最終年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。
- 追跡評価は、各課題の成果の実用化・事業化の進捗に関して行い、改善方策の提案等を行う。

(2) 結果の公開

- 評価結果は原則として公開する。
- 評価を行うガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。

(3) 自己点検

- 評価の前に、各課題ごとに、研究責任者が決まっている場合には研究責任者による自己点検を行う。さらに、PD と管理法人等による自己点検を実施する。
- PD による自己点検の点検項目・点検基準は、評価項目・評価基準（前述）を準用する。
- 管理法人による自己点検は、予算執行上の事務手続を適正に実施しているかどうか等について行う。
- 研究責任者による自己点検は、研究開発や実用化・事業化への取組の進捗状況について行う。

(4) 効率的な自己点検及び評価

自己点検及び評価を毎年度行うことを考慮して、自己点検及び評価は効率的に行う。

## 9. その他

- 管理法人は、SIP の事業費である交付金を通常の運営費交付金とは厳密に区分経理し、SIP の予算として適切に管理する。
- 研究責任者の間接経費は、直接経費の 10%~15%を基本とする。また、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成 21 年 3 月 27 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ）を踏まえ、個別の事情に応じ、直接経費の 30%にあたる間接経費を研究責任者に対して配分することができる。
- 管理法人は、事業費の中から、関連する研究、調査・分析、広報活動などを行うことができる。

## 10. 上記の他、SIP の推進上必要な詳細事項に関しては、内閣府において定める。

（注）健康医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部の下で推進する。

